

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 件名 早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準類型見直し調査
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和4年2月25日

2 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を提出しなければならない。
なお、関係書類は可能な限り速やかに提出すること。
また、下記の書類については、全て押印（法人にあってはその代表者印）のあるものとする（パンフレットは除く）。
 - ① 事業所に係る調書
事業所の所在地、電話、FAX、施設の概要（業務に係る施設）を記載すること（パンフレットでも可）。
 - ② 調査業務体制に係る調書
次の内容を記載すること。
ア 組織図（調査を当たらせる技術職員、資格、職員数、業務実施体制等を含む。）
イ 汚濁負荷積算、水質予測するために使用する電子計算機の名称及び型式
 - ③ 過去における公共用水域における環境基準の類型指定に係る業務又は汚濁負荷量積算及び将来水質予測業務実績に係る調書
実施年度、実施主体、業務名、業務内容等を記載すること。
 - ④ 代理人により入札に関する行為をさせようとする場合には委任状
年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状を提出すること。
なお、委任状の原本を持参の上、写しの提出も可能とする（原本は写しと照合した後返却する。）。
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと等の誓約書（別紙様式）
- (2) 調書を提出した者は当該調書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出場所及び提出期限
岩手県環境生活部環境保全課環境調整担当
令和3年6月11日（金）午後5時

3 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書（別紙様式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引替え又は取り消しすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札書は、直接4の日時、場所に持参すること。ただし、郵便その他の方法を指示する場合がある。

4 入札の日時及び場所

令和3年6月17日（木）午前11時00分
岩手県庁13階 P-1会議室（岩手県盛岡市内丸10-1）

5 入札書に関する事項

入札書には、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札書のあて名は「岩手県知事 達増拓也」とする。

- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証保険証券の保証期間は、入札及び開札の日から 14 日間以上とすること。
- (2) 入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札の場合
- (3) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合
- (4) 入札書に記名押印がない場合
- (5) 入札金額を訂正した入札書により入札した場合
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした場合
- (9) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (10) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

8 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

9 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札は 2 回を限度とする。

10 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

11 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する照会先
岩手県環境生活部環境保全課環境調整担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 電話番号 019-629-5383（直通）